

主要渋滞箇所の モニタリングの見直しについて

現状

- これまで主要渋滞箇所についてはETC2.0プローブデータによる速度モニタリングを実施し、渋滞継続・緩和の判定を行っている。
(渋滞緩和の条件として時間帯別最低速度が20km/hを超える場合に解除候補)

課題

- 速度が低い状態を一律に渋滞として評価しているが、速度は低いですが滞留はしていない、交通規制や周辺施設状況等により速度が出にくいなど、主要渋滞箇所の渋滞の評価について、現地の状況を的確に反映できていない可能性がある。

今後の取り組み方針

- 宮城県渋滞対策連絡協議会において、モニタリング方向の設定や現地状況について課題を確認。
- 今年度、主要渋滞箇所のモニタリング方向の見直し方針について検討し、今年度以降、各道路管理者への照会や必要な調査等を行い、モニタリング方向の見直しを行う。

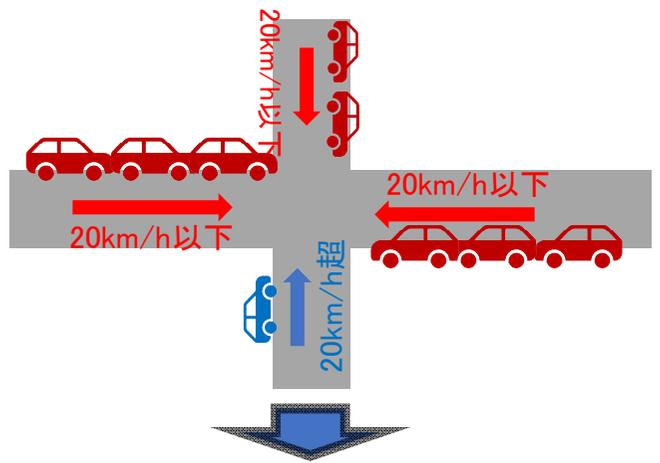
モニタリングの見直しについて モニタリングの現状

- 主要渋滞箇所特定時、速度が20km/h以下の場合にモニタリング方向として設定している。
- モニタリング対象の全方向が20km/h超であれば解除候補となる。1方向でも20km/h以下の場合には、渋滞緩和とならずモニタリングを継続する。

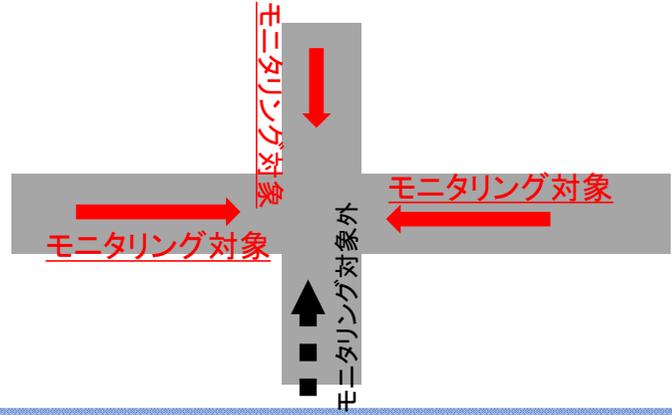
モニタリング方向の設定

<主要渋滞箇所特定時の速度>

- ・主要渋滞箇所特定時に、速度が20km/h以下の場合にモニタリングの対象としている。



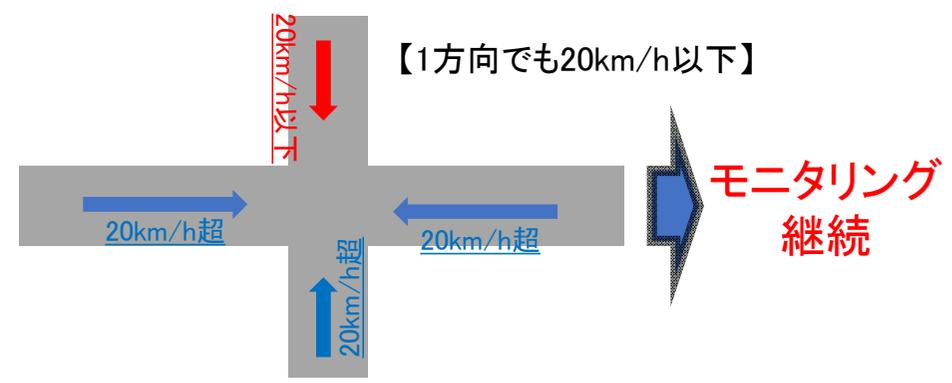
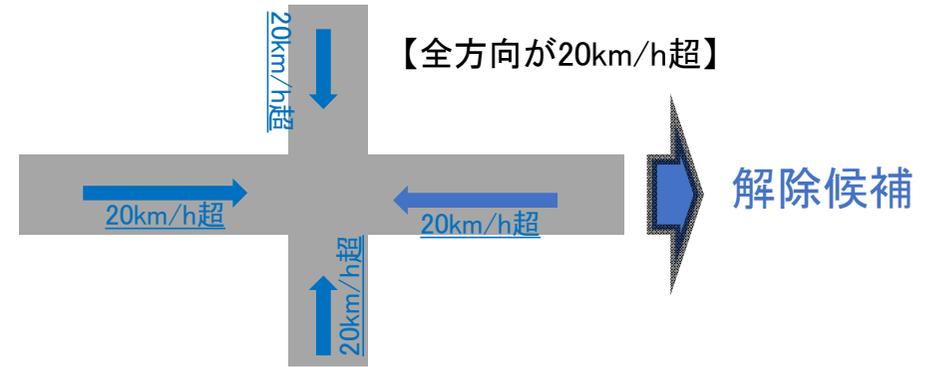
<モニタリング方向の設定>



主要渋滞箇所の解除判定

- ・設定したモニタリング方向の全方向が20km/h超※の場合に渋滞緩和、解除候補となり、渋滞協で議論の上解除判定となる
- ・1方向でも20km/h以下の場合にはモニタリング継続

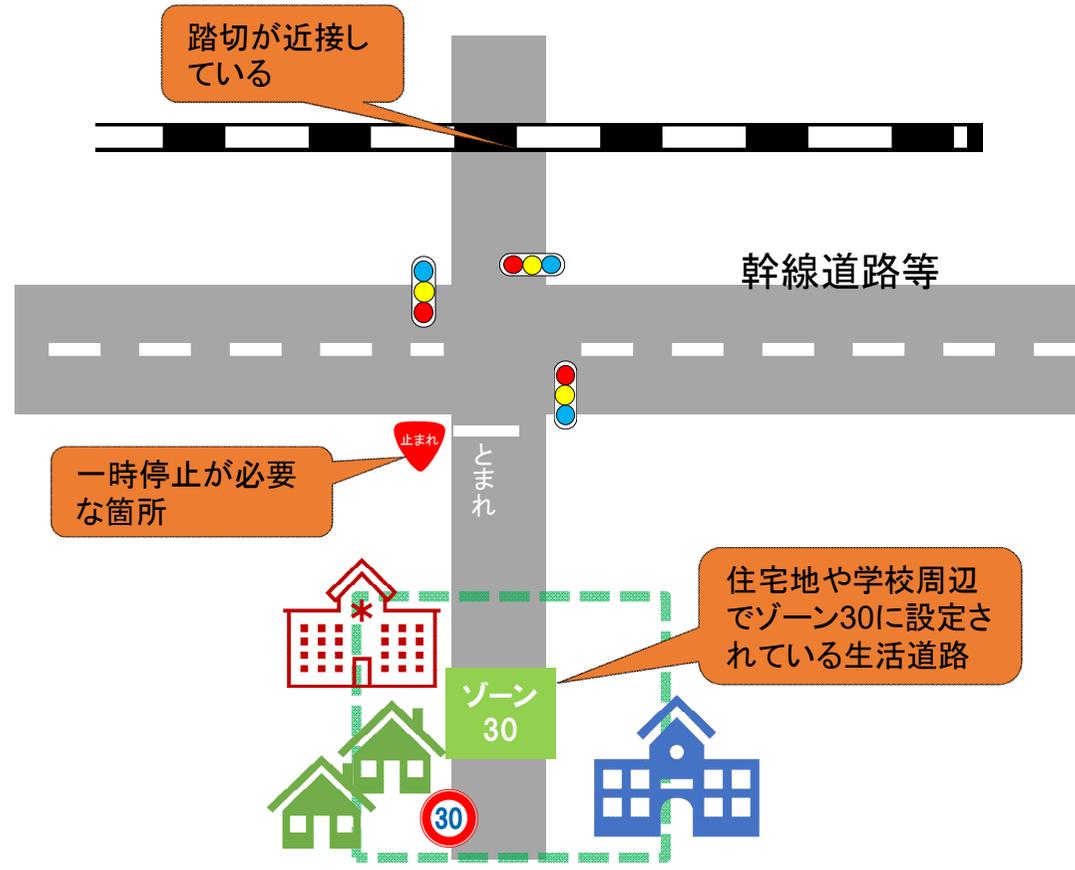
※抽出時に設定された平日または休日の昼間12時間の時間帯別最低速度



モニタリングの見直しについて 現地の実態との乖離

- 主要渋滞箇所の中には、従道路が踏切に近接している箇所やゾーン30等の交通規制上、速度向上を目指すべきではない箇所、現地で渋滞が発生していなくてもデータでは低速度となっている箇所が存在する。
- このような箇所は、主道路と同等の機能は必要とされず、モニタリング方向の対象外とすることを検討する。

■速度向上を目指すべきではない箇所のイメージ

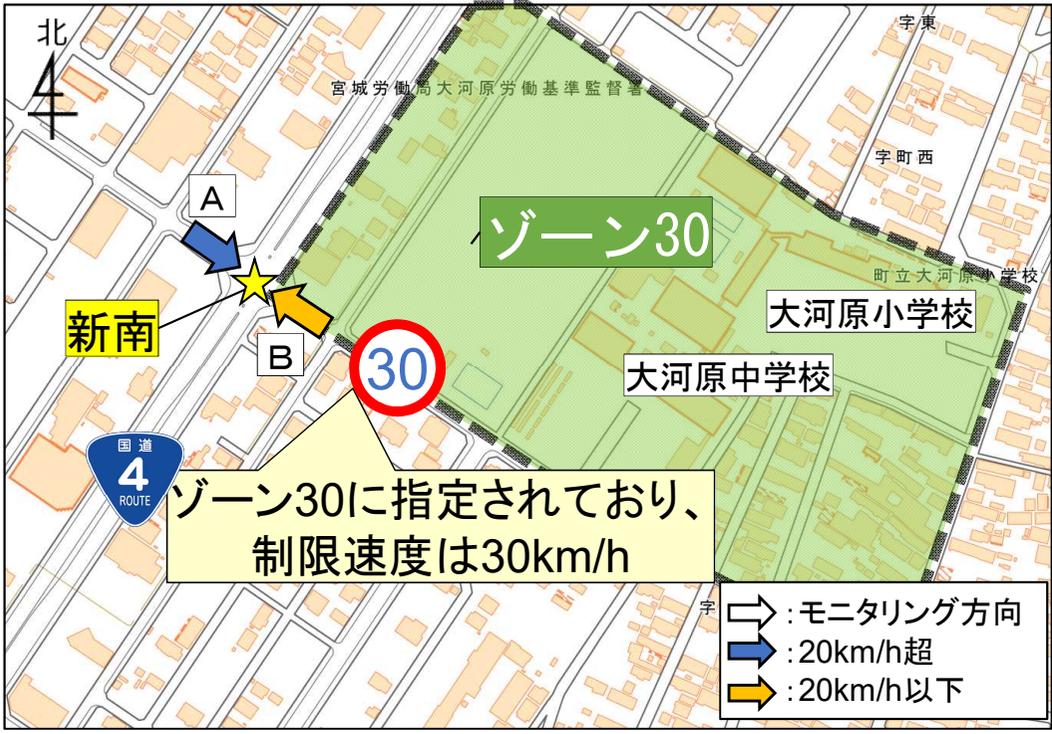


- モニタリング方向の対象外とする条件の例
 - ・ゾーン30に設定されている生活道路
 - ・踏切が近接しており通過する車両が一時停止が必要な箇所
 - ・無信号交差点で一時停止が必要な箇所など

モニタリングの見直しについて 主な事例

- 下記に示す箇所は、ゾーン30の設定や踏切の近接により、モニタリング速度が低速度(20km/h以下)となっている。
- 低速度となっている方向をモニタリング対象外とした場合、他のモニタリング方向の速度が20km/hを超えているため、解除候補となる。

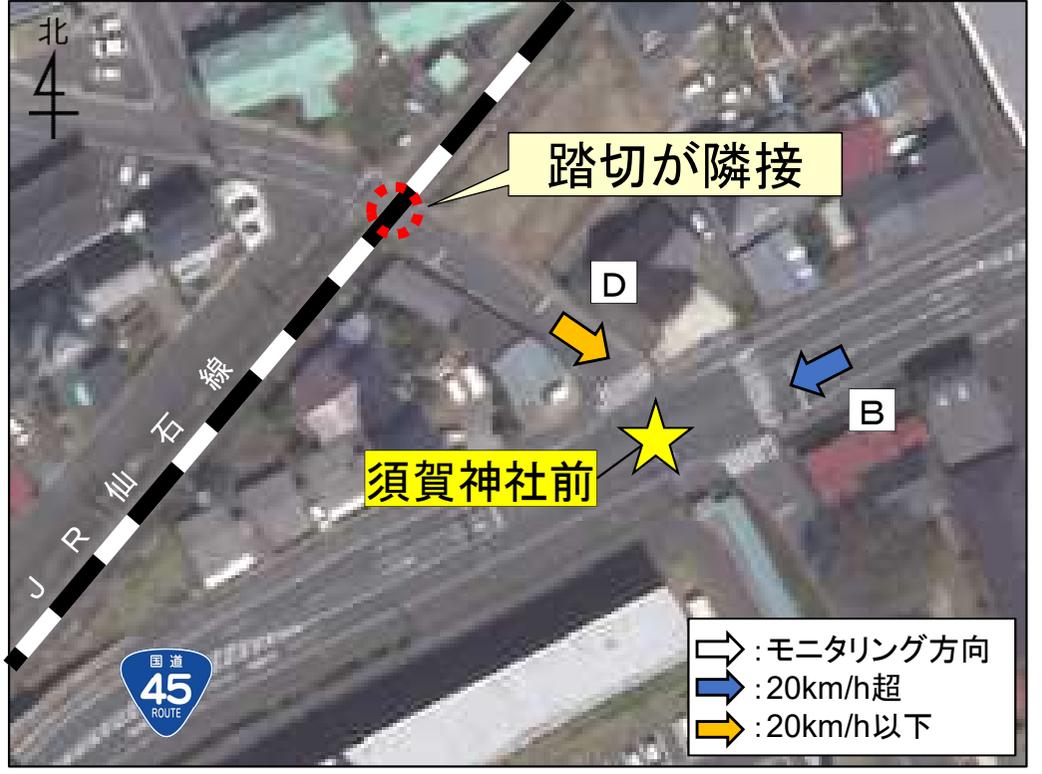
■ 国道4号新南交差点(大河原町)



<モニタリング速度>

方向	路線名	モニタリング速度[休日]	
		H24	R4
A	県道蔵王大河原線	7.8km/h	25.5km/h
B	県道蔵王大河原線	13.4km/h	12.9km/h

■ 国道45号須賀神社前交差点(石巻市)



<モニタリング速度>

方向	路線名	モニタリング速度[休日]	
		H24	R4
B	国道45号	36.5km/h	25.1km/h
D	市道	3.8km/h	9.0km/h

モニタリングの見直しについて 机上での確認結果

- 主要渋滞箇所全222箇所について、机上にて条件に当てはまる箇所を抽出した。
- 結果、ゾーン30該当が1箇所、踏切近接が3箇所、一時停止が3箇所となっている。
- 対象とする従道路をモニタリングの対象外とした場合、下表の7箇所が解除候補となる可能性。

■モニタリングの見直しにより解除候補となる可能性のある箇所

番号	交差点名	市町村	路線	道路管理者		条件		
				主道路	従道路	ゾーン30	踏切近接	一時停止
133	長磯前林	気仙沼市	国道45号	仙台河国	気仙沼市		● (BRT)	
197	新南	大河原町	国道4号	仙台河国	宮城県	●		
228	須賀神社前	石巻市	国道45号	仙台河国	石巻市		●	
60	青葉町	仙台市	仙台市道	仙台市	仙台市		●	
84	泉中央1丁目	仙台市	(主)仙台泉線	仙台市	仙台市			●
87	山の寺団地	仙台市	(主)仙台三本木線	仙台市	仙台市			●
96	西中田6丁目	仙台市	仙台市道	仙台市	仙台市			●

R5第1回渋滞協以降

- 第1回渋滞協において、モニタリング方向の見直しの方針について議論。
- 第1回渋滞協以降、見直しの対象とする箇所の内容、判断基準等について道路管理者に意見照会を実施(必要に応じ現地調査を実施)。

R5第2回渋滞協

- 第2回渋滞協において、意見照会を行った結果をとりまとめ、提示し、モニタリング方向の見直しを行うために必要な条件や判断基準について議論し、要件を決定する。

R6第1回渋滞協以降

- 要件を満たし、モニタリング方向の見直しが必要な箇所について、渋滞協で報告。
- 渋滞協で議論の上、モニタリング対象外として設定。
- 上記を踏まえたモニタリングを実施し、解除候補の検討を行う。